

『米軍基地負担に関する提言』の実現を求める意見書』に対する賛成討論

2018/10/4

まつぎき真琴

私は、日本共産党県議団として、ただいま提案されました『米軍基地負担に関する提言』の実現を求める意見書案』について賛成の立場を表明し、その理由を述べ討論いたします。

本意見書案は、全国知事会が行った、「各自治体住民の生活に直結する重要な問題」として米軍基地負担の負担軽減や日米地位肯定の抜本的な見直し等に関する提言について、政府にその実行を求めるものであります。

日米地位協定は、日本全土で米軍が望むところはどこでも基地にできるという、世界に例のない「全土基地方式」をとっている安保条約第6条に基づくもので、日本に駐留する米軍への基地の提供とともに、米軍・米兵にさまざまな特権を保証し、日本の国家主権、国民の人権を侵害するものになっています。

基地の提供問題などに関し地位協定第2条では、日米合同委員会という組織で協議することを定めていますが、その内容は国民には明らかにされていません。協定第3条では、米軍が「基地の設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる」とし、排他的な使用权を認めています。日本の主権は事実上及ばず、米軍が基地を自由勝手に使い、日本国民に様々な被害を与える大きな要因となっています。加えて、第5条は、基地の外でも民間の空港や港湾、道路を自由に使用する口実になっています。経済的な特権としては、第12条で、物品税や揮発油税など数々の免税措置も規定し、第24条では、基地の地代なども日本側が負担し、米軍が日本に駐留するための維持経費は米側が負担すると定めているのに、これに反して年1800億円もの「思いやり予算」まで日本側が支払っています。

第17条では、米兵には、裁判権で治外法権的な特権が認められています。米兵が「公務執行中」に起こした事件・事故については、米軍に「第1次裁判権」があるとされ、日本国民が被害者であっても日本側が裁くことはできません。「公務中」かどうかを判断するのも米側とされています。さらに、「公務外」で米兵が犯罪を犯した場合でも、容疑者の身柄が米側にある場合には、日本側が起訴をするまで身柄は米側にそのまま置かれることになり、日本側が逮捕・拘束することはできません。

このような日米地位協定の下で、本県においては、沖縄の米軍普天間基地の負担軽減の一環として、馬毛島における米軍空母艦載機の離着陸訓練移転や、鹿屋自衛隊基地における米軍空中給油機のローテーション訓練が計画されています。

また、オスプレイを含む米軍機の低空飛行訓練は、公表されているトカラ列島から奄美上空のパープルルートのほかにも県内各地で目撃され、最近では、一昨年12月末の沖縄県名護市沿岸のオスプレイ墜落事故は、奄美大島上空での低空飛行訓練の後、与論空港沖で発生した事故であったことが明らかになっています。

さらに、今月には、米海兵隊と陸上自衛隊水陸機動団が中種子町で、基地でも演習場でもない民間の土地を使った初めての日米共同訓練を行うことを、県が受け入れる判断をしまし

た。まさしく、米軍基地の問題は、本県にとっても重大な問題です。

全国知事会が行った「米軍基地に関する提言」は、主権をもつ国として当然の内容であり、県下で現実におこなわれようとしている米軍の訓練から、県民の命と暮らしを守っていくための最低限のものです。

県民の安心・安全な生活を守るためにも、本意見書案が採択されますよう、同僚議員各位の賛同を心から呼びかけまして、私の賛成討論を終わります。